SUNTORY

SUNTORY BEVERAGE & FOOD



第11回定時株主総会のご案内



開催日時

2020年3月27日(金曜日) 午前10時

受付開始:午前9時

開催場所

グランドプリンスホテル新高輪

国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

サントリー食品インターナショナル株式会社 証券コード 2587

Promise / 社会との約束

水と生きる Mizu To Ikiru

水は、地球上のすべての生命の源です。 「水と生きる」を掲げる会社として、 自然を大切にし、社会を潤し、 そして新たな挑戦を続けることを 約束します。





株主の皆様へ

お客様に更なる喜びをもたらす 価値のフロンティアを目指して

<リスクをチャンスに>

昨今、当社を取り巻く事業環境は速度をはやめながら変化を続け、これまでにない多様なリスクに囲まれております。"リスク"を漢字で記すと「危機」ともなりますが、危険の「危」と機会の「機」の組み合わせで出来ております。リスクをチャンスに変えるべく変節点を確実に捉え、更に大きな飛躍のために2020年も様々な取組みを進めてまいります。

<First Mover: 先手を取る>

当社の歩みを振り返りますと、創業精神である「やってみなはれ」を原点に、新しいカテゴリーを次々に創造し、ブランドとして育て、今までにない価値をお客様に提供し続けることで成長してまいりました。これからも、"いにしえ"より変わらない"水"に最先端のイノベーションをブレンドし、もっと自然で健康的な飲用体験を提供すべく、失敗に臆することなく先手を取り続けてまいります。

<Game Changer: 土俵を変える>

サステナビリティへの取組みにおいては、当社が長年かけて培った技術によるプラスチックの効率的な再資源化・CO2排出量削減・水資源の保全と活用で、より環境負荷の低い生産・物流体制の構築が進んでおります。磨き上げた技術とユニークなアイデアで中味・容器・サービスの進化を加速させ、土俵を変えて更なる事業領域の拡大を図ります。

<真の「現場」主義>

当社の事業の道標は、お客様の購入と消費の「現場」にしかありません。「現場」から得た発見を形にするため、人種・国籍・言語といった垣根を越え全グループの知恵をひとつにし、お客様に更なる喜びをもたらす価値のフロンティアを目指して事業に邁進する所存です。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援とご指導を 賜りますよう、心よりお願い申し上げます。 株主の皆様へ 2020年3月5日

東京都中央区京橋三丁月1番1号

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 齋 藤 和 弘

第11回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020年3月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。







郵送による 議決権の行使







敬具

- 事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部につきましては、法令及び定款に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html







記

開催日時 2020年3月27日 (金曜日) 午前10時

開催場所 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」

(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

目的事項 ● 報告事項

- 1. 第11期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第11期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

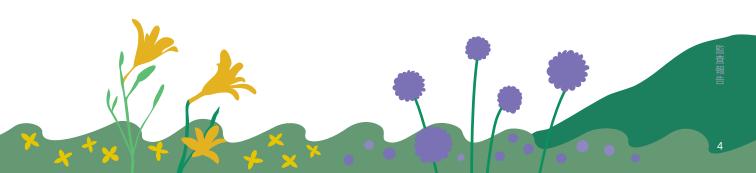
第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上



議決権行使方法のご案内



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2020年3月27日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

東京都港区高輪三丁月13番1号

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

- 議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使すること ができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、 **資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。**
- ご出席いただいた株主様に、当社の取組みをより一層ご理解いただけるよう、株主総会会場に展示コーナー を併設しております。ぜひお立ち寄りください。

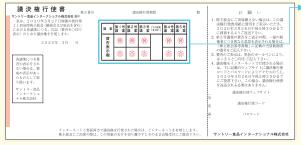


郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

2020年3月26日 (木曜日) 午後5時30分到着分まで

■ 議決権行使書のご記入方法のご案内



【議決権の行使のお取扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない 場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこと とさせていただきます。

▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5号議案

替成の場合

|「替| の欄に○臼

否認する場合

「否」の欄に〇印

第3号議案

全員替成の場合

「替」の欄に○臼

全員否認する場合 「否」の欄に〇印

一部の候補者を 否認する場合

「賛」の欄に○印 をし、否認する 候補者の番号を ご記入ください。





インターネット等による議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。)

行使期限 2020年3月26日 (木曜日) 午後5時30分入力分まで

■ 議決権行使ウェブサイトのご利用方法のご案内

1 議決権行使ウェブ サイトにアクセスし てください。

「次へすすむ」をクリック -



I 議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

右記「QRコード®」からもアクセス可能です。 (QRコードは、株式会社デンソーウェーブ の登録商標です。)

「議決権行使コード」を入力・・・・・・・



- 2 議決権行使書用紙に 記載された「議決権 行使コード」をご入 力ください。
- 3 議決権行使書用紙に 記載された「パス ワード」をご入力 ください。





■ 決権行後者 (145 mm) (

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン・スマートフォン・ 携帯電話の操作方法に関する お問い合わせ先 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・ 携帯電話の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時~午後9時)

郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により、複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を 勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき39円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金39円を含め、1株につき 78円となります。

1 配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金39円 総額12,050,999,883円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年3月30日

(ご参考) 当社の配当方針

親会社の所有者に帰属する当期利益 に対する連結配当性向

30%

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営効率の向上と事業一貫の強化、また、サントリーグループ内のシナジー効果を図るため、本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条の本店所在地を変更するものであります。

なお、本変更は、2021年に開催予定の第12回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(所在地)	(所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	第3条 当会社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
附則	附則
(監査役の責任免除に関する経過措置)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
当会社は、第6回定時株主総会において決議された定	第1条 当会社は、第6回定時株主総会において決議
款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法	された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、
第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによ	会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったこ
る監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責	とによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害
任を法令の限度において、取締役会の決議によって	賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議に
免除することができる。	よって免除することができる。
(新設)	(本則第3条の変更に係る効力発生日) 第2条 本則第3条の変更は、2021年に開催予定の 第12回定時株主総会までに開催される取締役会にお いて決定する本店移転日をもって効力を生じるもの とする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後 これを削除する。



第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の機動性を更に向上させるため、取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者			氏	名			現在の当社における地位 又は他の会社における地位等	取締役会 出席回数
1 再任		小	郷	Ξ	朗		代表取締役会長 経営全般	130/130
2 再任		齋	藤	和	弘		代表取締役社長 経営全般	100/100
3 再任	6	Ш	﨑	雄	嗣		取締役専務執行役員 コーポレートマネジメント本部長、 サステナビリティ・広報担当	120/130
4 再任		木	村	穣	介		取締役専務執行役員 ジャパン事業本部長、 ジャパン事業本部コミュニケーション本部長	130/130
5 再任		鳥	井	信	宏		取締役 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役副社長	120/130
6 再任	1	井	上	ゆた	b) ()	社外独立	社外取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長	120/130

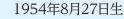
⁽注)上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。





ろう 朗

再任



- 担当 経営全般
- 取締役会への出席回数 130/130
- 所有する当社株式の数 2,500株
- 取締役在任期間 9年2ヶ月(本総会終結時)



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2009年 9 月 同社首都圏営業本部長

1977年 4 月	サントリー株式会社	2011年1月	当社専務取締役
	(現サントリースピリッツ株式会社)入社	2011年1月	当社食品事業部長
2004年 9 月	同社SCM本部長、SCM推進部長	2011年1月	サントリーホールディングス株式会社
2006年 3 月	同社取締役		常務執行役員
2008年 3 月	同社近畿営業本部長	2012年 5 月	当社食品事業本部長
2009年 4 月	サントリーホールディングス株式会社	2012年12月	当社取締役副社長
	執行役員	2016年3月	当社代表取締役社長
2009年 4 月	サントリービア&スピリッツ株式会社	2017年 4 月	当社経営戦略本部長
	(現サントリー酒類株式会社)常務取締役	2019年3月	当社代表取締役会長(現任)
2009年 4 月	同社近畿営業本部長		

選任の理由

これまで当社の代表取締役社長及び会長として、当社グループを牽引してきた実績と経営全般における豊富な見 識や職務経験は、取締役会の更なる機能強化に資するため、取締役として適任と判断しました。





さい際

とう藤

かず **イ** 弘

再任

1956年10月31日生

- 担当経営全般
- 取締役会への出席回数 10回/10回 *2019年3月28日就任以降に
 - *2019年3月28日就任以降に開催された 取締役会への出席回数です。
- 所有する当社株式の数 2,000株
- 取締役在任期間1年(本総会終結時)



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月 サントリー株式会社 201 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社 201 2005年 9 月 同社食品事業部副事業部長 201 2009年 4 月 当社常務取締役 201 2009年 4 月 サントリーホールディングス株式会社 201

執行役員 2011年 1 月 サントリー(中国)ホールディングス 有限公司副社長

2011年 1 月 同社中国食品事業部長

2014年 4 月 同社社長

2014年 4 月 同社中国ビール・黄酒事業部長

2015年 3 月 当社常務執行役員

2015年 4 月 当社経営企画本部担当、財経本部長

2016年 4 月 当社常任顧問

2016年 4 月 Suntory Beverage & Food Asia Pte.

Ltd. CEO

2019年 3 月 当社代表取締役社長(現任)

重要な兼職

Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、国内飲料事業、経営企画・財務経理部門における経験に基づく高い見識や、豊富な海外での事業経験を踏まえ、取締役として適任と判断しました。





e ≢ ·∐

ざき

雄

世嗣

再任



担当 の 所有する当 コーポレートマネジメント本部長、 2,200株 サステナビリティ・広報

1957年7月17日生

- 取締役会への出席回数 12回/13回
- 所有する当社株式の数 2,200株
- 取締役在任期間2年(本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4 月	サントリー株式会社	2013年 4 月	当社食品事業本部副本部長、
	(現サントリースピリッツ株式会社)入社		ブランド戦略部長
2005年3月	同社経営企画部長	2014年 4 月	サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
2009年 4 月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	2014年 4 月	同社経営企画本部長、経営管理本部担当
2009年 4 月	同社経営企画部長	2015年1月	サントリーワインインターナショナル株式会社
2011年1月	当社常務取締役		代表取締役社長
2011年1月	当社経営企画部長	2015年1月	サントリー酒類株式会社取締役
2011年9月	当社経営企画部長、管理本部長	2017年 4 月	サントリーBWS株式会社取締役
2012年3月	当社専務取締役	2018年3月	当社取締役専務執行役員(現任)
2012年4月	当社国際事業部長	2018年 4 月	当社経営戦略・管理本部長
2012年4月	サントリーホールディングス株式会社常務執行役員	2019年 4 月	当社コーポレートマネジメント本部長
		2020年 1 月	当社コーポレートマネジメント本部長、
			サステナビリティ・広報担当(現任)

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

当社のコーポレートマネジメント本部長として、人事部門、総務・法務部門、リスクマネジメント等を担当し、 当社グループのガバナンス体制の強化を推進してきた実績と、経営企画や海外事業等の部門長としての豊富な経験を有することを踏まえ、取締役として適任と判断しました。





*

むら村

じょう

介

再任





- 担当 ジャパン事業本部長、 ジャパン事業本部コミュニケーション本部長
- 取締役会への出席回数 13回/13回

- 所有する当社株式の数 1,000株
- 取締役在任期間2年(本総会終結時)



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4 月	サントリー株式会社	2016年3月	サントリービール株式会社常務取締役
	(現サントリースピリッツ株式会社)入社	2016年 4 月	サントリーホールディングス株式会社執行役員
2009年 4 月	当社食品事業部部長	2016年 4 月	サントリービール株式会社経営企画本部長、
2010年 4 月	当社執行役員		マーケティング本部長
2010年 4 月	当社食品事業部副事業部長	2017年 4 月	同社常務執行役員
2012年5月	当社ブランド戦略部長	2017年 4 月	同社マーケティング本部長、プレミアム戦略部長
2013年3月	サントリーフーズ株式会社取締役	2018年 3 月	当社取締役常務執行役員
2013年 4 月	同社広域営業本部長	2018年 4 月	当社ジャパン事業本部長(現任)
2014年3月	同社専務取締役	2019年 3 月	当社取締役専務執行役員(現任)
2014年 4 月	当社常任顧問	2020年 1 月	当社ジャパン事業本部コミュニケーション
2015年 9 月	サントリーフーズ株式会社広域営業本部長、		本部長(現任)
	営業推進本部担当		

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役

選任の理由

当社のジャパン事業本部長として、強いリーダーシップで国内事業を牽引してきた実績とマーケティング部門や 営業部門等における幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。





のぶ 井 信 宏

再任



1966年3月10日生

●担当

- 取締役会への出席回数 120/130
- 所有する当社株式の数 9,000株
- 取締役在任期間 9年2ヶ月(本総会終結時)



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年7月	株式会社日本興業銀行	2016年 3 月	寿不動産株式会社代表取締役社長 (現任)
	(現株式会社みずほ銀行)入行	2016年3月	サントリーホールディングス株式会社
1997年 4 月	サントリー株式会社		代表取締役副社長(現任)
	(現サントリースピリッツ株式会社)入社	2016年 3 月	当社取締役(現任)
2005年 9 月	同社営業統括本部部長	2016年 4 月	サントリーホールディングス株式会社
2007年 3 月	同社取締役		国内統括、中長期戦略担当
2009年 4 月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	2017年3月	サントリーBWS株式会社代表取締役
2010年 4 月	同社常務執行役員	2017年 4 月	同社代表取締役社長(現任)
2011年1月	当社代表取締役社長	2018年3月	サントリー酒類株式会社代表取締役会長
2011年1月	サントリーホールディングス株式会社専務取締役		(現任)
2013年 1 月	同社取締役		

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長

選任の理由

サントリーグループにおける、長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と、経営全体についての豊富な見識 や経験は、取締役会の更なる機能強化に資するため、取締役として適任と判断しました。





うえ

1962年4月4日生

ゆかり

再任 社外取締役 仲立役員

● 担当

取締役会への出席回数 120/130

所有する当社株式の数 3.000株

• 取締役在任期間 5年(本総会終結時)



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4 月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社

1995年10月 P&G North Americaマーケティングディレクター

1998年10月 P&G Northeast Asia

フェミニンケア マーケティングディレクター

2000年3月 同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー

2003年3月 ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社

(現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社) 常務取締役

2005年11月 キャドバリー・ジャパン株式会社

(現モンデリーズ・ジャパン株式会社) 代表取締役社長

2013年 7 月 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長(現任)

2014年 6 月 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役(現任)

2015年 3 月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役

選仟の理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しており、これまで社 外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、取締役と して適仟と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 小郷三朗氏、齋藤和弘氏、山﨑雄嗣氏、木村穣介氏及び鳥井信宏氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきまして は「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
 - 3. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、鳥井信宏氏及び井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締 役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、鳥井信宏氏及び井 上ゆかり氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社 長を務める日本ケロッグ合同会社との間には取引はございません。



第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 千地耕造氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



节 地

が耕

ぞう

再任

2009年 4 月 同社ビジネスシステム本部長

2016年3月 当社常勤監査等委員である取締役(現任)



- 取締役会への出席回数 13回/13回
- 監査等委員会への出席回数 12回/13回
- 所有する当社株式の数 3,300株
- 監査等委員である取締役在任期間 4年(本総会終結時)



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4 月 サントリー株式会社

2009年 4 月 同社財経本部長

1200-17	72 1 7 1/1/2/12	2007— - /J	門はことがパンパノス不能及
	(現サントリースピリッツ株式会社)入社	2010年 4 月	サントリーホールディングス株式会社
2005年3月	同社財経本部長		経営管理本部長、財経本部長
2008年3月	同社取締役	2011年1月	同社常務執行役員
2008年3月	同社財経本部長、経理センター・情報シ	2012年 4 月	同社経営企画本部長、財経本部長
	ステム事業部・グループ業務推進部担当	2013年1月	同社財経本部長、経営管理本部担当
2009年 4 月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	2014年 4 月	同社財経本部長

2009年 4 月 サントリービジネスエキスパート株式会社

(現サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社) 常務取締役

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役

選仟の理由

財務・経理分野を中心にサントリーグループ各社の経営に大きな貢献を果たしてきた経験と、監査等委員である 取締役(常勤)として当社の経営執行の監査を行うとともに当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び 提言を行ってきた実績を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 千地耕造氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 千地耕造氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
 - 3. 当社は、干地耕造氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本定時株主総会において、干地耕造氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。



第5号議案 補欠の監査

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2019年3月28日開催の第10回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役網合充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

網谷 党 弘

1956年6月2日生

• 所有する当社株式の数 -株

略歴及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 弁護士登録 1985年 4 月 外立法律事務所入所 1989年11月 脇田法律事務所入所 1990年 3 月 島田・瀬野・網谷法律事務所 (現ー橋綜合法律事務所)弁護士(現任) 2006年 6 月 スタンレー電気株式会社社外監査役(現任) 2013年 5 月 株式会社ハブ社外監査役(現任)

重要な兼職

ー橋綜合法律事務所弁護士(パートナー) スタンレー電気株式会社社外監査役 株式会社ハブ社外監査役

選任の理由

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及 び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 4. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - 5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。



(ご参考) 取締役候補者の指名

- 当社は、任意の人事委員会を設置しております。人事委員会は、当社の持続的な成長を担う経営体制の実効性が継続的に確保されるよう、株主間の利益相反問題にも配慮し、その権限を行使いたします。
- ■人事委員会は、取締役会長、取締役社長、人事部門担当取締役、及び取締役会長が指名する者(社外取締役を含む。)を委員として組織し、委員の半数以上は、社外取締役でなければならないものとしております。 現在は、社外取締役3名、代表取締役会長、代表取締役社長及び人事部門担当取締役の6名で構成されています。
- ■人事委員会は取締役選解任候補者案、並びに、取締役(監査等委員を除く。)の報酬の水準及び指標について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。また、最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画(プランニング)の策定・運用状況についても審議し、取締役会に答申します。なお、当社は、サントリーグループとの連携による企業価値向上を図るため、取締役の選解任候補者案や報酬水準等について、親会社であるサントリーホールディングス株式会社との間で、緊密に協議を行っておりますが、人事委員会における審議と答申を経ることで、客観性と親会社からの独立性を確保し、株主全体の利益の最大化を図ってまいります。
- ■人事委員会は、取締役選解任候補者案を審議するに当たり、以下の要素を検討します。

取締役としての資質

職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続 的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること

業務執行取締役としての資質

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力 を有すること

社外取締役としての資質

各専門分野の知見・経験を活用し、当社の経営戦略の策定や業務執行の監督を行う能力を有すること。また、当社経営陣からの独立性に加え、親会社であるサントリーホールディングス株式会社からの独立性も備え、株主全体の利益の最大化を図るための視点から経営監督機能を担う能力を有すること

■取締役会において、人事委員会の答申内容をもとに、取締役選解任候補者の有する経験・知識、業績評価 を踏まえた上で、選解任候補者の指名を行います。



(ご参考) 社外取締役の独立性の基準

当社は、社外取締役がその職責を果たすため、当社経営陣及び親会社であるサントリーホールディングス株式会社からの独立性を備えている必要があると考えており、以下の事項の一つにでも該当した場合には、社外取締役に独立性がないと判断しております。

- 当該社外取締役が、現在又は過去(10年以内)において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- 当該社外取締役の2親等以内の親族が、現在又は過去(10年以内)において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の重要な業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- ■当該社外取締役が、現在、業務執行者として在籍する会社と当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社において取引があり、過去3事業年度において、その取引金額が当該社外取締役の在籍会社、当社グループ又はサントリーグループのいずれかの連結売上収益の2%を超える場合
- ■当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社から直接的に1,000万円を超える報酬(当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く。)を受けている場合
- 当該社外取締役が、業務執行者を務めている非営利団体に対する当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社の寄付金が過去3事業年度において、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える場合

以上



11 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果



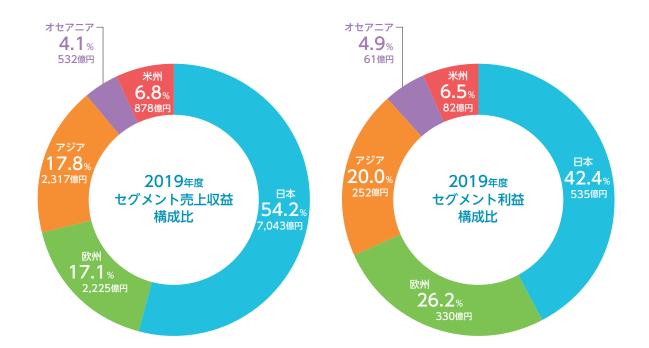
当社グループは、お客様の嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、品質の向上に取り組みました。また、将来の持続的な成長に向け、各エリアにおける事業基盤の強化にも注力しました。

これらの結果、当期の連結売上収益は1兆2,994億円(前期比0.4%増)となりました。連結営業利益は1,139億円、前期に事業売却益120億円を計上した影響があるものの、前期比0.3%増となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は689億円(前期比13.9%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。



(ご参考) 2019年度 セグメント売上収益・セグメント利益



セグメント名	日本事業	欧州 事業	アジア 事業	オセアニア 事業	米州 事業	調整額	合計
セグメント売上収益 (億円)	7,043	2,225	2,317	532	878	_	12,994
セグメント利益 (億円)	535	330	252	61	82	△121	1,139



セグメント情報

日本事業

セグメント売上収益

セグメント利益

7,043億円

535億円

前期比 0.6%減 €

前期比 1.5%增 🔼



当期も水・コーヒー・無糖茶カテゴリーを中心に重点ブランドの強化に取り組みましたが、梅雨明けが遅れた影響等で清涼飲料市場が前期を下回ったと推定される中、当社の販売数量も、市場は上回ったものの前期を下回りました。「サントリー天然水」は、7月の悪天候の影響もあり前期を下回りました。「BOSS」は、缶コーヒーのマーケティング活動を積極的に展開したことに加え、「クラフトボス」シリーズが伸長し、ブランド全体の販売数量は前期を上回りました。無糖茶カテゴリーでは、「伊右衛門」の販売数量は前期を下回ったものの、「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」の販売数量が大きく伸長しました。また、特定保健用食品「特茶」や、機能性表示食品「伊右衛門プラス コレステロール対策」等で積極的なマーケティング活動を展開したほか、5月から一部商品の価格改定を行う等、売上収益の拡大に向けた取組みを進めました。

収益面では、収益力向上に向けた中期構造改革として「高付加価値・高収益モデルの確立」「SCMの構造革新」「自動販売機ビジネスの事業構造変革」に取り組みました。「自動販売機ビジネスの事業構造変革」は、当初想定のとおり成果が出るまで時間を要しますが、「高付加価値・高収益モデルの確立」「SCMの構造革新」は、着実に成果を出すことができました。また、継続的なコスト削減活動に取り組んだほか、前期に比べて販促広告費が減少しました。

これらの結果、日本事業の売上収益は7,043億円(前期比0.6%減)、セグメント利益は535億円(前期比1.5%増)となりました。



欧州事業

セグメント売上収益

セグメント利益

2,225 億円

330億円

前期比 6.9%減 €

前期比13.4%增 🔼



フランスでは、市況低迷の影響を受けて主力ブランド [Oasis]の販売数量が前期を下回りましたが[Orangina] の販売数量はほぼ前期並みになりました。英国では、 「Lucozade」の販売トレンドの回復が継続しており、販 売数量が前期を上回りました。スペインでは、主力ブラ ンド「Schweppes」の販売数量は家庭用が牽引して前 期を上回りましたが、販売単価の高い業務用での苦戦が 響き、スペイン全体の売上は前期を下回りました。

収益面では、英国の販売数量増が利益にプラスに影響 しました。フランスで前期に比べてサプライチェーンコ スト等が減少したほか、マーケティング費用の効率化が 利益に寄与しました。

これらの結果、欧州事業の売上収益は2,225億円(前 期比6.9%減)、セグメント利益は330億円(前期比 13.4%増)となりました。

アジア事業

セグメント売上収益

セグメント利益

2,317_{億円}

252億円

前期比11.7%增 🔼

前期比13.7%減 €





清涼飲料事業では、ベトナムにおいてエナジードリン ク「Sting」や茶飲料「TEA+」等が、タイにおいて主力 の「PEPSI」が好調に推移し、いずれも売上が前期を大 きく上回りました。また、インドネシアでご好評いただ いているフレーバーウォーター [goodmood] をタイ やベトナムでも発売しました。

健康食品事業では、主力市場のタイを中心に「BRAND'S Essence of Chicken」等のマーケティング強化に取り 組んだほか、流通政策の見直しを進めました。

これらの結果、アジア事業の売上収益は2,317億円(前 期比11.7%増)となりました。セグメント利益は252億 円、前期に事業売却益120億円を計上した影響もあり前 期比13.7%減となりました。



オセアニア事業

セグメント売上収益

セグメント利益

532億円

61億円

前期比 1.8%減 €

前期比 3.7%減 ◘



清涼飲料事業で「V」をはじめとするエナジードリンク のマーケティング強化に取り組んだほか、フレッシュコー ヒー事業で「TOBY'S ESTATE」「L'AFFARE」「Mocopan」 等主力ブランドの強化を図りました。

これらの結果、オセアニア事業の売上収益は532億円 (前期比1.8%減)、セグメント利益は61億円(前期比 3.7%減)となりました。

米州事業

セグメント売上収益

セグメント利益

878_{億円}

82億円

前期比 3.2%增 🔼

前期比 2.9%減 €



主力炭酸ブランドの更なる販売強化に取り組むととも に、水やコーヒー飲料等、伸長している非炭酸カテゴ リーにも注力しました。

これらの結果、米州事業の売上収益は878億円(前期 比3.2%増)、セグメント利益は82億円(前期比2.9%減) となりました。



②対処すべき課題

当社グループは、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切にし、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。

また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、ビジョンを「次世代の飲用体験を誰よりも先に創造し、人々のドリンキングライフをより自然で、健康で、便利で、豊かなものにする」と定めています。

中期経営戦略は次のとおりです。

中期経営戦略

グローバル飲料業界において、消費者トレンドの一歩先をいく、ユニークなポジションの確立を目指します。 既存事業で市場以上の成長と、更に新規成長投資による更なる増分獲得により、2030年売上2.5兆円を目 指します。また、売上成長を上回る利益成長の実現を目指します。

この目標を達成するために、以下の重点項目を中心に積極的に事業展開していきます。

<戦略の柱>

First Mover

- ■イノベーションを通じたコアブランドの活性化
- ■トレンドの一歩先をいく新カテゴリーの創造

Game Changer

- RTD (Ready To Drink) 飲料にとどまらない次世代ビジネスモデルの確立
- 成長市場にフォーカスしたエリア拡大戦略

<戦略を支える基本思想>

- ■真の現場主義の徹底
- 組織の壁をとりはらい、真のOne Teamの実現

上記に加え、サステナビリティ経営を推進することで、地域社会へ貢献していきます。

上記を踏まえ、2020年度は、各報告セグメントにおいて基盤強化や構造改革に取り組み、売上成長と利益成長を目指します。



日本事業

各種コストが上昇する等厳しい事業環境が続く中で、収益力向上に向けた構造改革を更に推進します。「高付加価値・高収益モデルの確立」については、「特茶」をはじめとする特定保健用食品及び「伊右衛門プラスコレステロール対策」をはじめとする機能性表示食品等、高収益商品の販売トレンドの回復・拡大に向けた取組みを強化します。「SCMの構造革新」については、生産能力の増強を進めるほか、AIをはじめとするテクノロジーの更なる活用も図ります。「自動販売機ビジネスの事業構造変革」については、成果が出るまでに時間を要すると想定していますが、当期も「売上増」と「コスト削減」を軸に取組みを進めます。

マーケティング活動においては、今年も「サントリー天然水」「BOSS」「伊右衛門」及び「GREEN DA・KA・RA」を柱に活動していきます。「サントリー天然水」は、独自のブランド価値である"清冽なおいしさ"を引き続き訴求していきます。「BOSS」は、既存の缶コーヒーのコアユーザーに向けたマーケティング活動に注力するとともに、「クラフトボス」の活動も更に強化します。「伊右衛門」は発売以来の大刷新を予定しているほか、「GREEN DA・KA・RA」は熱中症対策の啓発活動を引き続き強化し、また「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」はその好調を維持すべく、一層マーケティング活動を強化します。

また、環境・社会貢献活動に関しては、これまでサントリーグループ全体で取り組んできた活動に加え、使用済みペットボトル有効利用の取組みを強化する等、持続可能な地球環境を次世代に引き継ぐための活動にも注力していきます。

欧州事業

主要国において、主力ブランドの活性化を進めるとともに、営業やサプライチェーンマネジメントの強化等、構造改革に取り組みます。フランスでは、「Orangina」「Oasis」等の主力ブランドや低糖商品「MayTea」の更なる強化に取り組むとともにサプライチェーンコスト・原価の改善を進めます。英国では、主力ブランドの「Lucozade」と「Ribena」を中心に、より一層の販売強化を図ります。スペインでは、業務用チャネルにおける「Schweppes」の販売減少に歯止めを掛けるべく、マーケティング活動を強化します。



アジア事業

清涼飲料事業において、ベトナムで、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの成長を図り、都市部に加え地方における営業活動にも継続して取り組みます。タイでは、ペプシブランドの強化や生産効率の更なる向上に加えて、高まる健康志向への需要の取り込みに向け低糖商品の強化にも取り組みます。インドネシアでは、引き続きカップ飲料「Okky」の拡売を図ります。健康食品事業において、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」の積極的なマーケティング活動によりトレンド回復に注力するとともに、ミャンマー等の成長市場への取組みや直販事業も強化します。

オセアニア事業

清涼飲料事業において、引き続きエナジードリンク「V」やスポーツ飲料「Maximus」等の主力ブランドに注力します。フレッシュコーヒー事業において、主力ブランド「TOBY'S ESTATE」「L'AFFARE」「Mocopan」の強化を継続します。

米州事業

主力である炭酸カテゴリーの強化を進めるとともに、伸長する非炭酸カテゴリーの更なる拡大に取り組みます。また、コスト削減の取組みも継続します。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



サステナビリティへの取組み

私たちサントリー食品インターナショナルは、「水と生きる」という「Promise/社会との約束」のもと、水や自然環境の保全等様々なテーマに取り組んでいます。

自然の恵みに支えられている企業の責任として、持続可能な社会づくりに貢献するために、 [2030年環境目標]を設定し、推進しています。

●2030年環境目標

1. 水

- ▶「自社工場」のグローバルでの水使用量:15%削減*1
 - ・工場における製造設備・容器の洗浄や冷却に使用する水使用量を 削減、水の再利用の推進等

※1 2015年における事業領域を前提とした原単位での削減

2. CO₂

- ■「自社拠点」のグローバルでのCO₂排出量を25%削減※2
- 自社拠点以外のグローバルな「バリューチェーン」全体でのCO₂ 排出量を20%削減*²
 - ・容器の軽量化や、再生素材や植物由来原料を活用した容器の推進
 - ・国内最小電力量の自動販売機の積極的な導入

※2 2015年における事業領域を前提とした総量での削減



WATER



CLIMATE

2019年は、「CDP ウォーターセキュリ ティ2019」「CDP 気候変動2019」Aリ スト企業にダブルで 選定されました。

私たちは、「工場で汲み上げる地下水の2倍以上の水」を、工場の水源涵養エリアの森で育んでいます。サントリー「天然水の森」は、「天然水の森 北アルプス」(長野県大町市)を新たに加え、15都府県21箇所、約12,000haまで広がっています。





社員森林整備体験研修の様子



ሰ サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場

「サントリー天然水」の新工場の名称を「サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場」(2021年春の稼働予定)に決定しました。更なる「サントリー天然水」の安定供給を目指します。

《主な特徴》

- ■業界トップクラスの環境配慮型工場
 - CO₂排出量ゼロ工場を実現します。
- ■「サントリー天然水」の価値を体験できるブランド体験型施設



「サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場」のイメージ

↑ プラスチック問題への取組み

サントリーグループは、持続可能な社会の実現に向けて、2030年までにグローバルで使用する全ペットボトルの100%サステナブル化を目指し、日本では2025年までに当社全ペットボトル重量の半数以上に再生ペット素材を使用していくことを目指します。

ペットボトル軽量化のパイオニア



※1 30 Φペットボトル対象※2 国産ミネラルウォーターペットボトル (500ml~600ml) 対象

← FtoPダイレクトリサイクル技術

ペットボトルのリサイクルにおいて、2018年には協栄産業株式会社と協同で、より環境負荷を抑え、より効率的に「ボトルtoボトル」のリサイクルペットボトルを製造できる「FtoPダイレクトリサイクル技術*」を世界で初めて導入しました。2020年春には2ライン目が稼働し、環境負荷の少ないリサイクルペットボトル製造を更に推進し、今後も容器を取り巻く環境対策に積極的に取り組み、地球環境の保全活動を一層強化していきます。

※ペットボトルから再生ペットボトルを作るボトルtoボトルリサイクルを更に発展・効率化させたものでの収したペットボトルを粉砕・洗浄したフレーク (Flake) を高温、減圧下で一定時間処理し、溶解・ ろ過後、直接プリフォーム (Preform) を製造できる技術です。プリフォーム製造までに結晶化処理や 弦樂等多くの工程が必要だった従来の仕組みと比較すると、CO:排出量を約25%削減でき、新たに石油由来原料を使用する場合と比較すると、60%以上削減できます。



FtoP製造ライン



③ 財産及び損益の状況

区 分			8期 6年度	第9期 2017年度	第10期 2018年度	第11期(当期) 2019年度
		日本基準		I F	R S	
売上高/売上収益	(百万円)	1,410,765	1,209,149	1,234,008	1,294,256	1,299,385
営業利益	(百万円)	93,481	111,865	117,955	113,557	113,948
経常利益	(百万円)	91,224	_	_	_	-
親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	46,056	71,501	78,112	80,024	68,888
1株当たり当期純利益/ 基本的1株当たり当期利益	(円)	149.05	231.40	252.79	258.98	222.94
純資産/資本合計	(百万円)	602,447	662,815	746,201	798,877	837,565
1株当たり純資産/ 1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,787.15	1,970.18	2,234.43	2,313.34	2,448.44
総資産/資産合計	(百万円)	1,366,000	1,421,398	1,522,029	1,539,416	1,567,299

⁽注) 当社グループは第9期から国際会計基準 (IFRS) を適用しております。これに伴い、第8期についてもIFRSに基づいた諸数値を併記しております。



④ 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティーの支払等

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の販売
サントリービバレッジサービス株式会社	100百万円	99.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	100百万円	82.7	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	717百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	1,407,261千 シンガポールドル	100.0	東南アジア地域等における飲料・食品事業 の戦略構築とグループ統括
BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.	250百万 タイバーツ	100.0	健康食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048百万 インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429百万 ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	16,085,250千 タイバーツ	51.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	446,709千 ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	2オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。
 - 2. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。



⑥ 主要な営業所及び工場等 (2019年12月31日現在)

1) 当社

本 社	研究所
東京都中央区京橋三丁目1番1号	商品開発センター(神奈川県川崎市)

2) 子会社

セグメント名	会社名		主要拠点
日本	44-111	本社	東京都中央区
	サントリーフーズ株式会社		首都圏支社(東京都中央区)等
	<u> </u>	本社	東京都中央区
	サントリービバレッジソリューション株式会社		首都圏支社(東京都中央区)等
	サントリービバレッジサービス株式会社	本社	東京都新宿区
		営業所	首都圏営業本部(東京都新宿区)等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社	東京都新宿区
		営業所	東京支社(東京都新宿区)等
	サントリープロダクツ株式会社	本社	東京都中央区
		工場	榛名工場(群馬県渋川市)等
欧州	Orangina Schweppes Holding B.V.	本社	オランダ アムステルダム
	Lucozade Ribena Suntory Limited	本社	イギリス ロンドン
	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.	本社	タイ バンコク
アジア	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社	インドネシア ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン
	Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ バンコク
オセアニア	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	本社	ニュージーランド オークランド
	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	本社	オーストラリア ニューサウスウェールズ
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社	アメリカ ノースカロライナ



⑦ 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

セグメント名	従業員数(名)	前期末比増減(名)
日本	9,809[1,041]	127[△5]
欧州	3,443[81]	△355[△11]
アジア	7,231[431]	268 [△178]
オセアニア	1,200[219]	△8[15]
米 州	2,400[71]	76[0]
全社(共通)	130[-]	△37[−]
合計	24,213[1,843]	71 [△179]

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
農林中央金庫	40,840
株式会社三菱UFJ銀行	28,739
株式会社三井住友銀行	15,807
信金中央金庫	15,000
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング ・コーポレイション・リミテッド	11,713
株式会社京都銀行	10,694
株式会社みずほ銀行	10,000

⑨ 資金調達の状況

該当事項はありません。



⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、815億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額(百万円)
日本	49,380
欧州	10,776
アジア	11,575
オセアニア	4,259
米州	5,484
合計	81,477

1) 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

,	·-
セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社天然水北アルプス信濃の森工場の建設

① 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。



2 株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

480,000,000株

② 発行済株式の総数

309,000,000株

③ 株主数

40,073名 (前期末比 2,818名減)

4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,702	2.8
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	7,789	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,647	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,925	1.2
JPモルガン証券株式会社	3,318	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託ロ7)	2,945	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,723	0.8
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,675	0.8
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,620	0.8

⁽注) 持株比率は、自己株式 (3株) を控除して計算しております。



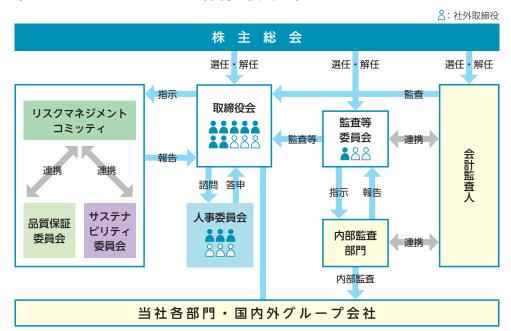
コーポレート・ガバナンス体制

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択しております。 これは、以下を目的としたものであります。

- 取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、及び、内部監査 部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図ること
- 社外取締役を含めた取締役会において、経営戦略、中期・長期計画及び経営課題に関する議論等、より大局的・実質的な議論を行うことで、経営戦略を実現し、目標とする経営指標を達成するとともに、個別の業務執行については社内規程に基づく意思決定によるものとすることで、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を図ること

当社は、株主及び投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいりたいと考えております。

〈コーポレート・ガバナンス体制の模式図〉



重要な委員会の概要と主な活動実績

人

<役割>

取締役選解任候補者案、並びに、取締役(監査等委員を除く。)の報酬の水準及び指標について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。また、最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画(プランニング)の策定・運用状況についても審議し、取締役会に答申します。

員

会

委

<主な活動実績>

第10回定時株主総会以降6回開催し、最高経営責任者及び社外取締役に求める資質及び後継者計画(プランニング)の策定・運用状況、取締役候補者案、取締役報酬水準・指標等について審議しました。

構成

委員長

・代表取締役会長

委員

- · 計外取締役3名
- · 代表取締役社長
- · 人事部門担当取締役

リスクマネジメント

<役割>

当社グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する役割を担い、当社グループのリスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。

<主な活動実績>

2019年は、2回開催し、重要なリスクのアップデート、組織再編に伴うリスク、情報セキュリティマネジメント等について議論しました。

構成

委員長

- ・コーポレートマネジメント本部長 委員
- 関連部署長等7名

品質保証委員

<役割>

当社グループ全体の品質保証活動の推進を担い、当社グループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。

<主な活動実績>

2019年は、2回開催し、国内外の品質課題の解決・未然予防等について議論しました。

構成

委員長

・品質保証部長

委員

· 関連部署長等9名

サステナビリテン

<役割>

当社グループ全体のサステナビリティ経営の推進を担い、社会と 事業の持続的な発展に向けて、戦略立案・推進を行います。

<主な活動実績>

2019年は、3回開催し、プラスチック方針、CO2削減計画等について議論しました。

構成

委員長

・コーポレートマネジメント本部長 委員

· 関連部署長等8名



コーポレート・ガバナンス体制のより詳しい情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。 https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/management/governance.html



監査等委員会の活動について

1. 取締役会その他重要な会議への出席、意見表明

当社の監査等委員会は、取締役会に上程される全ての議案を事前審議し、意見表明の要否を検討するとともに、個々の委員も、それぞれの専門的見地から意見表明を行っています。

また、常勤監査等委員は、リスクマネジメントコミッティ、品質保証委員会及びサステナビリティ委員会 等の重要な委員会の構成メンバーでもあり、当社の経営状況をあまねく知りうる立場にあり、具体的な活動 の状況は、監査等委員間で適時、適切に共有されております。

2. 「現場」での経営監査、業務監査活動

監査等委員会は、常勤監査等委員を中心に、内部監査部門と協働して、自ら、経営の現場に赴き、経営監査、業務監査活動を行っております。2019年は、監査計画に基づき、欧州、東南アジア、オセアニア、ナイジェリア等の現場に赴き、現場の活動をよく理解した上で、ガバナンス、リスクマネジメント、内部統制の有効性につき監査し、経営陣に直接、監査結果を踏まえた活きた提言をすることにより、経営品質の向上に貢献しております。

3. グループ監査委員会でのフォローアップ

当社では、監査等委員、経営企画部門担当役員及び管理部門担当役員からなるグループ監査委員会を設けております。2019年は、同委員会を7回開催し、各リージョンの経営トップ(CEO/CFO)から、当該会議までに実施した監査活動で指摘した事項をどのように改善したのか、直接報告を受け、監査結果が現場の経営品質向上につながるよう、フォローアップを行っています。

常勤監査等委員から

当社の監査等委員会の特徴は、コーポレートガバナンス・コードに則り取締役会の健全性・独立性を監督することにとどまらず、本社及び各拠点の内部監査部門からの報告、同部門への直接指示、また密接な協業を常時行うことで監査の網の目を張り巡らせている点にあります。このネットワークをフル活用することでタイムリーな経営監査を実施し、今後もより質の高い改善提案によって企業経営に貢献していく所存です。





社外取締役Q&A



社外取締役 井上 ゆかり

独立社外取締役として、一般株主の皆様の代表として、当社の企業価値を高めていけるように、いわゆる"内部の物差し"を元にした議論に終始することなく、自身の経験を活かして、幅広い考え方ができるように、取締役会での発言を通じて貢献していきたいと思っています。当社の女性活躍推進のインスピレーションになればと思い、会合にも参加させていただいております。

企業が直面する国内外の様々な法律問題に対応し、企業経営者が適切な経営判断をするためのアドバイスをしてきた経験を活かし、主として、経営を執行する役員の方々に対してリスク管理、コンプライアンスの視点での適切な助言をしていきたいと考えています。否定的、消極的な視点ではなく、会社の成長戦略を支える前向きのアドバイスを心掛けます。







社外取締役 (監査等委員) 増山 美佳

私は多国籍企業の中で多様な人材とともに成果を出していくことを 自らの強みとしてきました。そのような私が、一般株主の利益を代表し、 独立した立場で常に一歩先をみる目線を大切に、どうしたら多様な人 材を活かし成果を出していけるかを提言していきたいと考えています。 また、「やってみなはれ」の企業精神に合致するグローバルな「攻めの ガバナンス」を実現していくことに貢献したいと思います。



3 会社役員の状況

① 取締役の氏名等 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役会長	小郷三朗	経営全般 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役会長
代表取締役社長	齋 藤 和 弘	経営全般 Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役副社長	辻 村 英 雄	MONOZUKURI本部長、R&D部長
取締役 専務執行役員	山崎雄嗣	コーポレートマネジメント本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役専務執行役員	木村穣介	ジャパン事業本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役
取締役	鳥 井 信 宏	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長
取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
常勤監査等委員	千 地 耕 造	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	内田晴康	TMI総合法律事務所弁護士(パートナー)
監査等委員	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

- (注) 1. 井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏は社外取締役であります。
 - 2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 - 3.当社は、鳥井信宏氏、井上ゆかり氏、千地耕造氏、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
 - 4.千地耕造氏は、サントリーホールディングス株式会社常務執行役員財経本部長として財務・経理部門を中心にサントリーグループ各社の経営に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。



	氏	名		異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
Ш	﨑	雄	嗣	経営戦略・管理本部長	コーポレートマネジメント 本部長	2019年4月1日

6. 当事業年度末日後における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
辻 村 英 雄	MONOZUKURI本部長、 R&D部長	-	2020年1月1日
山崎雄嗣	コーポレートマネジメント 本部長	コーポレートマネジメント本部長、 サステナビリティ・広報	2020年1月1日
木村穣介	ジャパン事業本部長	ジャパン事業本部長、 ジャパン事業本部コミュニ ケーション本部長	2020年1月1日

7. 当事業年度末日後における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前の重要な兼職	異動後の重要な兼職	異動年月日
小郷三朗	サントリービバレッジソリュー ション株式会社取締役会長	-	2020年1月1日

^{8.} 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに 内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、千地耕造氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

業務執行取締役の報酬等は、基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)としており、その水準は、職責の別に応じて設定しています。また、賞与については、主として連結営業利益(一時的な収支を除く。)を指標としてその金額を決定しています。

非業務執行取締役の報酬等は、原則として、基本報酬(月次・定額)のみとしています。常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として基本報酬に加え賞与(年次・業績連動)を支払っています。また、賞与については、主として連結営業利益(一時的な収支を除く。)を指標としてその金額を決定しています。

なお、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。



③ 取締役の報酬等の額

	基本	报酬	賞	与	合 計
区分	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	(百万円)
取締役(監査等委員を除く。)	7	236	5	163	399
(内社外取締役)	(1)	(12)	(–)	(–)	(12)
取締役(監査等委員)	3	58	1 (-)	21	79
(内社外取締役)	(2)	(30)		(–)	(30)
合 計	10	295	6	184	479
(内社外取締役)	(3)	(42)	(–)	(–)	(42)

- (注) 1. 賞与支給額は、支払予定額であります。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内(内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 各社外取締役の以下の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	内田晴康	TMI総合法律事務所弁護士(パートナー)
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役	井 上 ゆかり	120/130	-	企業経営者としての経験と見識に基づく発言 を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	内田晴康	130/130	130/130	弁護士としての専門的見地から発言を行って おります。
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	130/130	130/130	コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に 関する経験と見識に基づく発言を行っております。

⁽注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。



4 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

150百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

194百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち、Orangina Schweppes Holding B.V.等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、 監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員 は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



連結財政状態計算書 (2019年12月31日現在)

	(2015年12月51日班
科目	金額
資産	
流動資産	446,314
現金及び現金同等物	143,564
売上債権及びその他の債権	191,240
その他の金融資産	6,200
棚卸資産	84,916
その他の流動資産	20,287
小青十	446,210
売却目的で保有する資産	104
非流動資産	1,120,984
有形固定資産	372,036
使用権資産	47,446
のれん	247,851
無形資産	411,374
持分法で会計処理されている投資	1,107
その他の金融資産	17,162
繰延税金資産	14,428
その他の非流動資産	9,575
資産合計	1,567,299

	(単位:百万円)
科目	金額
負債	
流動負債	461,905
社債及び借入金	74,652
仕入債務及びその他の債務	322,455
その他の金融負債	38,444
未払法人所得税等	18,815
引当金	1,511
その他の流動負債	6,026
非流動負債	267,828
社債及び借入金	132,716
その他の金融負債	45,752
退職給付に係る負債	15,405
引当金	2,557
繰延税金負債	65,835
その他の非流動負債	5,561
負債合計	729,733
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	756,568
資本金	168,384
資本剰余金	182,349
利益剰余金	464,705
自己株式	△0
その他の資本の構成要素	△58,870
非支配持分	80,997
資本合計	837,565
負債及び資本合計	1,567,299

(単位:百万円)

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

科目	金額
売上収益	1,299,385
売上原価	△763,291
売上総利益	536,094
販売費及び一般管理費	△414,794
持分法による投資損益	5
その他の収益	1,681
その他の費用	△9,039
営業利益	113,948
金融収益	1,427
金融費用	△3,188
税引前利益	112,186
法人所得税費用	△32,106
当期利益	80,080
当期利益の帰属	
親会社の所有者	68,888
非支配持分	11,191
当期利益	80,080

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。



貸借対照表 (2019年12月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	265,696
現金及び預金	79,156
売掛金	78,787
商品及び製品	26
仕掛品	788
原材料及び貯蔵品	8,741
前渡金	182
前払費用	674
短期貸付金	87,259
未収入金	9,069
その他	1,009
固定資産	702,125
有形固定資産	31,342
建物	736
機械及び装置	3,313
工具、器具及び備品	835
土地	25,177
建設仮勘定	1,239
その他	39
無形固定資産	908
のれん	549
その他	359
投資その他の資産	669,874
関係会社株式	626,022
関係会社長期貸付金	37,786
差入保証金	1,029
長期前払費用	266
前払年金費用	3,555
繰延税金資産	1,142
その他	72
繰延資産	103
社債発行費	103
資産合計	967,924

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

科目	金額
· · —	77.84
負債の部 流動負債	223,598
川野貝頃 買掛金	62,424
東街並 電子記録債務	6.987
短期借入金	11,713
2年内に 1年内に 1年内に 1年内に 1年内に 1年内に 1年内に 1年内に 1	57,592
未払金	11,255
未払費用	13.487
未払消費税等	316
未払法人税等	2.423
預り金	51,417
賞与引当金	2,326
その他	3,655
固定負債	135,681
社債	45,000
長期借入金	87,786
退職給付引当金	2,555
資産除去債務	320
その他	19
負債合計	359,279
純資産の部	
株主資本	608,570
資本金	168,384
資本剰余金	213,425
資本準備金	145,884
その他資本剰余金	67,541
利益剰余金 その他利益剰余金	226,761
ての他利益剥赤並 固定資産圧縮積立金	226,761 966
回足具度圧縮積立並 特別償却準備金	542
初順如华浦 並 別途積立金	34.982
繰越利益剰余金	190.268
自己株式	1 50,200 △ 0
評価・換算差額等	<u> </u>
その他有価証券評価差額金	36
繰延ヘッジ損益	37
純資産合計	608,645
負債純資産合計	967,924

(単位:百万円)

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) (単位: 百万円	
科目	金額
売上高	381,900
売上原価	275,776
売上総利益	106,123
販売費及び一般管理費	74,375
営業利益	31,748
営業外収益	10,617
受取利息	1,349
受取配当金	8,361
その他	907
営業外費用	1,881
支払利息	1,398
その他	483
経常利益	40,484
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	336
製品回収関連費用	326
その他	9
税引前当期純利益	40,149
法人税、住民税及び事業税	7,364
法人税等調整額	73
当期純利益	32,712

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月7日

サントリー食品インターナショナル株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任計員 業務執行社員

公認会計士 稲垣浩二郎

指定有限責任社員

公認会計士 菱木恵子印

公認会計士 平野礼人 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2019年1月1日から2019 年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結掲益計算書、連結持分変動計算書及び連結 注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第 120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算 書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結 計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施するこ とを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針 及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上 記の連結計算書類が、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間 の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月7日

サントリー食品インターナショナル株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任計員

公認会計士 稲垣浩二郎

公認会計士 菱木恵子印

業務執行社員

公認会計士 平野礼.人印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2019年1月1日から 2019年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適 正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明す ることにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、 これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適 用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての 計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及 び連結注記表)について検討いたしました。



2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 十一 地 耕 造 印 監 査 等 委員 内 田 晴 康 印 監 査 等 委員 増 山 美 佳 印

(注) 監査等委員内田晴康及び増山美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。















株主総会会場ご案内

会場

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号 電話:03-3442-1111

近隣に名称が類似した会場がございますので お間違えのないようご留意ください。

交 通

JR又は京浜急行

「品川」駅(高輪口)下車 …… 徒歩 約8分

都営地下鉄浅草線

「高輪台」駅(A1出口)下車 … 徒歩 約6分

お願い

専用駐車場のご用意がございませんので お車でのご来場はご遠慮願います。

